

熊本県環境センター環境教育指導者派遣制度設置要項

(目 的)

第1条 熊本県環境センター環境教育指導者派遣制度設置要項（以下「要項」という。）は、市町村、公民館、学校、自治体等が実施する環境に関する講演会、学習会、自然観察会（フィールドワーク）など（以下「講演会等」という。）に講師もしくは野外学習指導者（以下「指導者」という。）を派遣することにより、地域における快適な環境の保全及び創造に関する知識の普及や意識の高揚を図るとともに、環境教育の推進に資することを目的とする。

(委 嘱)

第2条 熊本県環境センター所長（以下「所長」という。）は、環境保全、自然環境、生活環境に関し、知識や経験を有する者を指導者に委嘱する。

(指導者の職務)

第3条 指導者は、この要項に基づき派遣された講演会等を通じて、快適な環境の保全及び創造に関する知識の普及と意識の高揚に努めなければならない。

(指導者の任期)

第4条 指導者の任期は原則3年とし、再任を妨げない。ただし、所長は、指導者が次のいずれかに該当するときは、当該指導者を解任することができる。

- (1) 辞任を申し出たとき
- (2) 死亡し、又は失そうの宣告を受けたとき
- (3) その他講演会等に派遣することが困難な状況にあり、その状況が今後も継続すると認められるとき

2 所長は、前項ただし書第1号又は第3号の規定により指導者を解任した場合、当該指導者に対し理由を付してその旨通知するものとする。

(派遣対象)

第5条 市町村、小・中・高等学校その他各種学校、自治会、PTA又は住民団体等が主催する講演会等で次に掲げる条件を満たすもののうち所長が第1条の目的に適合すると認めたものに指導者を派遣する。

- (1) 熊本県において開催されるもの
- (2) 熊本県民又は熊本県に勤務・通学するものを対象に開催されるもの
- (3) 受講者が概ね30人以上のもの
- (4) 政治、宗教及び営利を目的としないもの

2 所長は、特に必要と認めるときは、前項各号の条件にかかわらず、講演会等に指導者を派遣することができる。

(派遣申請)

第6条 指導者の派遣を希望する講演会等の申請者（以下「申請者」という。）は、実施予定日の4週間前までに環境教育指導者派遣申請書（様式第1号）により講演会等の日程のわかるものを添えて所長に申請するものとする。

(派遣の決定)

第7条 所長は、前条の申請書を審査のうえ適当と認めたときは、環境教育指導者派遣実施決定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実施報告書)

第8条 申請者は、講演会等を実施した日から10日以内に、その概要を環境教育指導者派遣制

度実施報告書（様式第3号）により所長に報告しなければならない。

（謝金等）

第9条 熊本県環境センターは、環境教育指導者派遣制度事務取扱要領により、予算の範囲内で指導者に謝金及び旅費を支給する。なお、謝金は第6条の申請に基づく金額を支給上限とする。

付則

この要項は、平成7年（1995年）7月7日から施行する。

付則

この要項は、平成14年（2002年）4月1日から施行する。

付則

この要項は、平成20年（2008年）10月1日から施行する。

付則

この要項は、平成29年（2017年）1月24日から施行する。

付則

この要項は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

付則

この要項は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

付則

この要項は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。